

令和6年度 国民健康保険税の税率を一部改正

◆背景…現在、国民健康保険税は各市町村で計算方式が異なり、税額にも差が生じています。熊本県ではこの差をなくし、県内どこに住んでいても同じ税率になるよう、算定方式と保険税率を統一する計画をすすめています。今回、第1弾として算定方式の見直しを行い、「資産割」廃止等、一部改正しました。

税率新旧対照表

	課税方式	令和5年度		令和6年度	増加額・率
医療給付費分 (医療費の支払いなどに使用)	所得割	7.95%	⇒	8.25%	0.3%(増)
	資産割	30.45%		廃止	30.45%(減)
	均等割	25,700円		30,000円	4,300円(増)
	平等割	25,400円		25,400円	据え置き
後期高齢者支援金分 (後期高齢者医療制度を支えるための財源)	所得割	3.20%		3.20%	据え置き
	資産割	4.50%		廃止	4.50%(減)
	均等割	8,200円		9,200円	1,000円(増)
	平等割	7,100円		8,100円	1,000円(増)
介護納付金分 (介護保険制度を支えるための財源 40歳～64歳までの方に納めていただく)	所得割	2.10%		2.40%	0.3%(増)
	資産割	5.05%		廃止	5.05%(減)
	均等割	8,100円		13,500円	5,400円(増)
	平等割	5,400円		廃止	5,400円(減)

その他の改正

～低所得者に係る保険税額軽減判定基準額および課税限度額～

◆軽減判定基準額…所得が低い世帯の税負担を減らすための制度です。前年の総所得金額に応じて均等割と平等割が7割・5割・2割になります。

◆課税限度額◆

	令和5年度	令和6年度 (増加額)		令和5年度	令和6年度 (増加額)
7割 軽減	基礎控除43万円 + {10万円×(給与所得者等の数-1)}	変更なし	医療給付費分	65万円	変更なし
5割 軽減	基礎控除43万円 + {29万円×加入者数} + {10万円×(給与所得者等の数-1)}	29.5万円に 引き上げ (5千円増)	後期高齢者 支援金分	22万円	24万円 2万円(増)
2割 軽減	基礎控除43万円 + {53.5万円×加入者数} + {10万円×(給与所得者等の数-1)}	54.5万円に 引き上げ (1万円増)	介護納付金分	17万円	変更なし

保険者の皆さまにはご負担をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたします。